

平成19年10月10日	制定
平成20年 6月 1日	改正
平成21年 1月 5日	改正
平成21年 4月 1日	改正
平成22年 2月 5日	改正
平成22年 8月16日	改正
平成23年12月19日	改正
平成24年 7月 1日	改正
平成24年10月 1日	改正
平成26年 4月 1日	改正
平成27年 4月 1日	改正
平成28年 8月 1日	改正
平成30年 4月 1日	改正
令和 1年10月 1日	改正
令和 3年 4月 1日	改正
令和 4年10月 1日	改正

(株)C I 東海

適合証明業務手数料規程

株式会社C I 東海

適合証明業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社C I 東海（以下「C I 東海」という。）適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）第20条第1項の規定により、適合証明業務に係る手数料について必要な事項を定める。

(一戸建て住宅等の手数料)

第2条 一戸建て住宅及び重ね建て・連続建て住宅（賃貸住宅を除く。）の設計検査、中間現場検査又は竣工現場検査の手数は、別表1に掲げる額とする。

2 前項の設計検査において、次に掲げるフラット35Sの基準の適用を受けようとする場合は、前項による額に次の各号の基準による額を加算する。

- (1) 適用対象基準のうち省エネルギー性に関する基準によって設計したものは、27,000円/戸（税込）とする。
- (2) 適用対象基準のうち耐震性に関する基準によって設計したものは、14,000円/戸（税込）とする。ただし、確認申請において同一の構造計算により確認済証を得ている場合は加算を要しない。
- (3) 適用対象基準のうち耐久性・可変性に関する基準によって設計したものは、3,000円/戸（税込）とする。
- (4) 適用対象基準のうちバリアフリー性に関する基準によって設計したものは、14,000円/戸（税込）とする。

3 前項の規定は、次の各号に定める書類が添付され所定の基準を確認できる場合は適用しない。

- (1) 認定低炭素住宅等であることを証する書類（写）
- (2) 住宅事業建築主基準に係る適合証（写）
- (3) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書（写）
- (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（写）
- (5) グリーン住宅ポイント対象住宅証明書（写）
- (6) こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書（写）
- (7) BELS評価書（写）
- (8) 所管行政庁から交付される長期優良住宅であることを証する書類（写）

4 第1項の中間現場検査又は竣工現場検査の検査対象地域による割増手数料は、検査対象地域別に別表第5に掲げる手数料とし、第1項による額に加算する。

5 前項による割増手数料については、次に掲げるところによる。

- (1) 申請者が同一で近傍地（概ね5kmの範囲）を含み2申請以上あり、同一日に検査ができるときは、1申請は割増手数料の高い額とし、他の申請は全て割増手数料を要しない。
- (2) 確認検査の申請と申請者が同一で、同一日に検査ができるときは、割増手数料を要しない。

(共同建て住宅の手数料)

第3条 共同建て住宅（フラット35登録マンションを除く。）の設計検査又は竣工現場検査の手数料は、別表2に掲げる額とする。

2 共同建て住宅（フラット35登録マンション及び賃貸住宅融資）の設計検査又は竣工現場検査の手数料は、別表3に掲げる額とする。

3 前各項の設計検査において、フラット35Sの基準の適用を受けようとする場合は、前各項による額に次の各号に掲げる共同建ての住宅の種類によりそれぞれの基準による額を加算する。

(1) 第1項の共同建て住宅（フラット35登録マンションを除く。）

イ 適用対象基準のうち省エネルギー性に関する基準によって設計したものは、27,000円/戸（税込）とする。

ロ 適用対象基準のうち耐震性に関する基準によって設計したものは、14,000円/戸（税込）とする。ただし、確認申請において同一の構造計算により確認済証を得ている場合は加算を要しない。

ハ 適用対象基準のうち耐久性・可変性に関する基準によって設計したものは、3,000円/戸（税込）とする。

ニ 適用対象基準のうちバリアフリー性に関する基準によって設計したものは、14,000円/戸（税込）とする。

(2) 前項の共同建て住宅（フラット35登録マンション及び賃貸住宅融資）

イ 適用対象基準のうち省エネルギー性に関する基準によって設計したものは、1棟50戸以下は27,000円/棟（税込）、51戸以上100戸以下は54,000円/棟（税込）とする。101戸以上は別途見積りとする。

ロ 適用対象基準のうち耐震性に関する基準によって設計したものは、14,000円/棟（税込）とする。ただし、確認申請において同一の構造計算により確認済証を得ている場合は加算を要しない。

ハ 適用対象基準のうち耐久性・可変性に関する基準によって設計したものは、3,000円/棟（税込）とする。

ニ 適用対象基準のうちバリアフリー性に関する基準によって設計したものは、14,000円/棟（税込）とする。

4 前項の規定は、次の各号に定める書類が添付され所定の基準を確認できる場合は適用しない。

(1) 認定低炭素住宅等であることを証する書類（写）

(2) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書（写）

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（写）

(4) グリーン住宅ポイント対象住宅証明書（写）

(5) こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書（写）

(6) BELS評価書（写）

(7) 所管行政庁から交付される長期優良住宅であることを証する書類（写）

5 第1項又は第2項の竣工現場検査の検査対象地域による割増手数料は、検査対象地域別に別表第5に掲げる手数料とし、第1項又は第2項による額に加算する。

6 前項による割増手数料については、次に掲げるところによる。

- (1) 申請者が同一で近傍地（概ね5kmの範囲）を含み2申請以上あり、同一日に検査ができるときは、1申請は割増手数料の高い額とし、他の申請は全て割増手数料を要しない。
- (2) 確認検査の申請と申請者が同一で、同一日に検査ができるときは、割増手数料を要しない。

（既存住宅の手数料）

第4条 中古住宅、リフォーム及び賃貸住宅リフォームは、別表4に掲げる額とする。

- 2 前項の場合にあって、検査対象地域が別表第5に掲げる地域については、前項による額に同表に掲げる割増手数料を加算する。ただし、リノベの事前現場検査が必要な場合で、事前現場検査時に割増手数料を加算したときは、適合証明検査においては、割増手数料を加算しない。

（手数料の減額）

第5条 この手数料規程の算定により難いと認められるとき等は、手数料の額を減額することができる。

（手数料の納入）

第6条 申請者は、設計検査、中間現場検査、竣工現場検査及び中古住宅等の申請時に適合証明手数料をそれぞれ現金により納入するものとする。ただし、適合証明手数料を銀行振込みにより納付したことを確認できた場合は、この限りでない。

- 2 前項の払込に要する費用は、申請者の負担とする。
- 3 第1項にかかわらず、別に定める一括支払いに関する協定書による方法によりことができる。

（再発行の手数料）

第7条 業務規程第31条の規定により再発行する場合の手数料は、1通につき4,000円（税込）とする。

（手数料の見積り）

第8条 第2条から第4条までの手数料について、次に掲げる場合にあっては、見積りによって決定する。

- (1) 継続して多数の申請が見込まれるとき、その他事務処理の効率が見込まれるとき
- (2) 現場検査について、宿泊を要する等の特別のとき
- (3) この手数料規定に定められていない事項に係る手数料のとき

附則

この規程は、平成19年10月10日から施行する。

この規程は、平成20年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 1月 5日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 2月 5日から施行する。

この規定は、平成22年 8月16日から施行する。

この規定は、平成23年12月19日から施行する。

この規定は、平成24年 7月 1日から施行する。

この規定は、平成24年10月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成28年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 1年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年10月 1日から施行する。

別表1 一戸建て住宅、重ね建て・連続建て住宅（戸当たり）

確認申請又は住宅性能評価のいずれかがCⅠ東海に申請されている場合

（税込）単位：円

検査の種類		通常	竣工済特例
設計検査		7,000	14,000
中間現場検査		14,000	—
竣工現場 検査		14,000	27,000
	省略する場合 ^(注1)	7,000	

注1 CⅠ東海で建設住宅性能評価を取得済みの場合で、現場検査を省略し書類上の審査のみ実施する場合はいいます。

確認申請又は住宅性能評価のいずれもCⅠ東海に申請されていない場合

（税込）単位：円

検査の種類		通常	竣工済特例
設計検査		14,000	20,000
中間現場 検査	下記以外の場合	20,000	—
	設計検査を省略する場合 ^(注2)	27,000	47,000
竣工現場検査		20,000	

注2 CⅠ東海で長期使用構造等確認書を取得済みの場合で、設計検査を省略する場合はいいます。

別表2 共同建て住宅（フラット35登録マンションを除く。）

確認申請又は住宅性能評価のいずれかがCⅠ東海に申請されている場合

（税込）単位：円

検査の種類		10戸以下	11戸以上
設計検査		27,000	3,000×戸数
竣工現場 検査		66,000	7,000×戸数
	省略する場合 ^(注1)	7,000	

注1 CⅠ東海で建設住宅性能評価を取得済みの場合で、現場検査を省略し書類上の審査のみ実施する場合はいいます。

※ 共同建て住宅は建設戸数にかかわらず、対象戸数が算定根拠となります。

確認申請又は住宅性能評価のいずれもCⅠ東海に申請されていない場合

（税込）単位：円

検査の種類		10戸以下	11戸以上
設計検査		66,000	7,000×戸数
竣工現場検査		198,000	20,000×戸数

※ 共同建て住宅は建設戸数にかかわらず、対象戸数が算定根拠となります。

別表3 共同建て住宅（フラット35登録マンション及び賃貸住宅融資）
確認申請又は住宅性能評価のいずれかがCⅠ東海に申請されている場合

（税込）単位：円

検査の種類		10戸以下	11戸以上 50戸以下
設計検査		20,000	2,000×戸数
竣工現場 検査		66,000	132,000
	省略する場合 ^(注1)	7,000	

検査の種類		51戸以上 100戸以下
設計検査		2,000×戸数
竣工現場 検査		264,000
	省略する場合 ^(注1)	7,000

注1 CⅠ東海で建設住宅性能評価を取得済みの場合で、現場検査を省略し書類上の審査のみ実施する場合をいいます。

- ※ 賃貸住宅の場合は、連続建て・重ね建ても含まれます。
- ※ 共同建て住宅は建設戸数にかかわらず、対象戸数が算定根拠となります。
- ※ 101戸以上は、別途見積りとなります。

確認申請又は住宅性能評価のいずれもCⅠ東海に申請されていない場合

（税込）単位：円

検査の種類	10戸以下	11戸以上 50戸以下	51戸以上 100戸以下
設計検査	86,000	2,000×戸数 +66,000	1,000×戸数 +132,000
竣工現場検査	66,000	132,000	264,000

- ※ 賃貸住宅の場合は、連続建て・重ね建ても含まれます。
- ※ 共同建て住宅は建設戸数にかかわらず、対象戸数が算定根拠となります。
- ※ 101戸以上は、別途見積りとなります。

別表4 中古住宅・リフォーム・賃貸住宅リフォームの申請手数料（申請1件当たり）

（税込）単位：円

中古住宅	リノベ（事前確認が必要なものに限る。）		145,000
	上記以外		130,000
リフォーム			130,000
賃貸住宅リフォーム	戸建て		130,000
	重ね建て・連続建て 又は共同建て	10戸以下	190,000
		11戸以上	245,000

※ 耐震評価基準の審査が必要な場合は、別途見積りとなります。

別表5 検査対象地域による割増手数料

(税込) 単位：円

手数料	愛知県	三重県	岐阜県	静岡県
0	全域	桑名市・四日市市・鈴鹿市 いなべ市・津市・亀山市 朝日町・木曽岬町・川越町 東員町・菰野町	岐阜市・羽島市・各務原市 可児市・多治見市・岐南町 笠松町・坂祝町・海津市	
11,000	—	松坂市・伊賀市・名張市 伊勢市・明和町・多気町・ 玉城町	土岐市・瑞穂市・関市・美 濃加茂市・安八町・輪之内 町・北方町・富加町・御嵩 町	湖西市・浜松市
22,000	—	鳥羽市	大垣市・瑞浪市・神戸町 養老町・川辺町	磐田市・袋井市 掛川市・菊川市 牧之原市・御前崎 市・森町・吉田町
33,000		志摩市・大台町・度会町 大紀町・南伊勢町	本巣市・山臈市・美濃市 恵那市・中津川市・垂井 町・関ヶ原町・揖斐川町 池田町・大野町・八百津町	静岡市・島田市・藤 枝市・焼津市
55,000		尾鷲市・熊野市・紀北町 御浜町・紀宝町	高山市・飛騨市・下呂市・郡 上市	その他市町村 (都市計画区域内)